令和２年第１回農業委員会総会　議事録

開催日時　　令和２年１月２７日（月）　午前９時００分～１２時００分
開催場所　　いちき串木野市中央公民館２階研修室
出席農業委員（１２人）

会長	１２番	前　田　浩　二
会長代理	１１番	久木山　純　広
	１番	木　場　由美子
	２番	外　薗　健　藏
	３番	西　　美　香
	４番	川　畑　千　秋
	５番	福　薗　　勉
	６番	松　田　　健
	７番	樋ノ口　正　信
	８番	蓑　手　幹　夫
	９番	古　賀　久美子
	１０番	西　村　四　男

出席農地利用最適化推進委員（３人）

串木野地区１	永　井　美　治
串木野地区２	原　口　壽　藏
市来地区	井手迫　正　博

出席職員　　後潟局長、大里主査、内門主査
　　中村主任、橋口主幹

議事録署名委員　（８番 蓑手　幹夫委員・９番 古賀　久美子委員）

○ 議事日程
　議事録署名委員の指名
　日程第１　報告議案第１号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知（１件）について
　日程第２　報告議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可指令書の取り消し（１件）について
　日程第３　報告議案第３号　耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し（１件）について
　日程第４　報告議案第４号　農地の転用事実照会に関する回答（１件）について
　日程第５　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請（３件）について
　日程第６　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請（１件）について
　日程第７　議案第３号　非農地証明願（２件）について
　日程第８　議案第４号　農用地利用集積計画（案）（４件）について　（継続４件）
　日程第９　議案第５号　農用地利用集積計画（一括方式）（案）（16件）について（新規16件）
　日程第１０　議案第６号　農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について

会議の概要

局長　　皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から令和2年第1回いちき串木野市農業委員総会を開催いたします。まず初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長　　（あいさつ）

局長　　ありがとうございました。それでは、令和2年第1回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長がおこなうことになっております。よろしくお願いします。

議長　　それでは、会議規則に基づき、議長を務めさせていただきます。まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長　　農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員数11名、（外薗委員が所用で遅れると連絡を受けております）ですので、過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長　　それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。これより議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　それでは議事録署名委員は、8番蓑手委員、9番古賀委員にお願いします。只今から議事に入ります。まず日程第1、報告議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局　　1ページをお願いします。日程第1、報告議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は1件で1筆2,639㎡です。売買のため、契約を終了させるそうです。後程3条申請№3がでております。よろしくお願いします。

議長　　事務局の説明が終わりました。農地法の賃貸借で貸し借りしていた

分を、今回合意解約して新たな方に売買するという内容の合意解約です。これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　なしということですので、日程第1、報告議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については通知のとおり受理することとします。続きまして、日程第2．報告議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局　　2ページをお願いします。日程第2、報告議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについてご説明申し上げます。譲受人は駐車場が手狭になったため、今回申請地の農地を譲り受け、駐車場を確保したいということで令和元年9月13日に転用申請が出されております。令和元年10月15日付で指令農振第5－526号として転用許可がされておりましたが、令和2年1月10日付で農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し願いが提出されております。取り消しの理由については、隣地である宅地と一体利用し駐車場として整備するため申請したが、売買契約中止により申請地の5条許可が不要になったため許可指令書を取り消すというものです。先日、令和2年1月22日付で、取り消し指令書、指令農振第22－13号が本市に届いていることもご報告いたします。説明を終わります。

議長　　事務局から経緯を含めて説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　なしということですので、県に進達されて、許可指令書の取り消しの通知が届いているということですので、本日の総会後直ちに申請人に通知を出すということで、決定することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　この案件については、取り消しとするということで決定されました。続きまして、日程第3．報告議案第3号、耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局　　事務局です。4ページをお願いします。日程第3、報告議案第3号、耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてご説明申し上げます。今までの非農地判断に対して問合せ等があり、非農地判断を取り

消す事案が出てまいりましたのでご報告します。取り消しの内容としては、耕作中であるということで1人1筆2,726㎡です。またこの件については、後程でてきます3条申請の№2と関連がありますので、同じ調査員の方に現地確認をお願いしてあり、みかんを植えてあることを確認しておりますので、申し添えます。なお、これまでの状況についてはご覧のとおりです。以上で説明を終わります。

議長　　事務局の説明が終わりました。農業委員会としては、平成26年9月の総会において非農地という判断をして、所有者に対しても非農地通知がされていたのですが、その後耕作を再開したということで非農地判断の取り消しをするということになったということです。これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　なしということですので、日程第3、報告議案第3号、耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについては申請のとおり受理することとします。今回の報告のあった非農地については、非農地判断を取り消しするということで決定しました。続きまして、日程第4、報告議案第4号､農地の転用事実照会に関する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局　　事務局です。資料の5ページをお願いします。日程第4、報告議案第4号、農地の転用事実照会に関する回答についてご説明申し上げます。先月の転用事実照会では換地前の農地についての照会、今回は換地後の農地についての照会とのことでした。土地区画整理内の農地については、換地前、換地後について照会するとのことでした。また先月、こちらの農地については非農地証明願が出されておりましたが、農地として判断し､農地法第4条の農地転用の申請が出て､決定され、県へ進達、転用許可を待っている状態です。申請人が所有する畑172㎡についてです。申請地は5・6ページの位置図のとおりです。現地調査については11月27日、事務局と外薗委員、蓑手委員で行い、航空写真の建物はなくなっており、換地後について建物などない状況で耕作可能な農地と判断しました。7ページをお開きください。7ページが法務局からの照会書､8ページが照会書に対する回答となります。回答について1番、土地の現況が農地であるか否か、農地、2番、転用許可済みかどうか、回答なし、3番、転用許可がされていないときの情報、令和元年12月16日、同地番について4条転用申請提出、令和元年12月26日開催の農業委員会総会で、4条転用申請について決定され県へ進達済み、4番、原状回復の命令が発せられるかどうか、原状回復命令の見込みなし、5番、建物の建築制限などについて回答なしと回答しておりますことを報告します。以上で説明を終わります。

議長　　先月の換地前の従前地に対する回答書の報告議案がありましたし、同じく、農地法第4条の転用申請の審議もしたところであります。似たような回答になりますが、ただ今、説明があったとおり、換地後の仮換地の地番に対する照会に対する回答ということで、8ページにあるとおりの回答を報告したという事後承認の形になります。これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　なしということですので、法務局からの照会については8ページにあるとおり報告したということで承認されました。続きまして、日程第5、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局　　9ページをお願いします。日程第5、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は3件で農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。№1についてご説明申し上げます。譲受人、耕作面積2,369㎡が譲渡人の所有する田542㎡他7筆合計4,436㎡を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地で、昨年の利用状況調査によると譲受人の農地は耕作されております。調査は【正】を西委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長　　3件全部、説明および報告が終わってから質疑に入りたいと思います。それでは、№1の現地調査の報告をお願いします。

西委員　　3番西です。№1について調査報告します。1月25日土曜日、午後0時30分より、現地で譲受人立ち会いのもと、古賀委員と私が調査を実施しました。資料の9・10ページをご覧ください。申請地はすべて農用地区域外農地です。労働力は2人、農機具はトラクター、田植え機など一式保有され、申請地の前が自宅です。申請地取得後の営農計画や農地に必要とする労働力および作業方法などお聞きしましたが、何ら問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長　　続きまして、№2について事務局の説明をお願いします。

事務局　　11ページをお願いします。№2についてご説明申し上げます。譲受人、耕作面積6,430㎡が譲渡人の所有する畑392㎡を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地で、昨年の利用状況調査によると譲受人の農地は耕作されております。また譲受人は、先

程あがった非農地判断の取り消しの農地の所有者でもあります。調査は【正】川畑委員、【副】を外薗委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長　　それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員　　4番川畑です。№2の現地調査の報告をします。場所等については、総会資料の11・12ページをご覧ください。1月22日、午後1時より申請人立ち会いのもと、外薗委員、私で調査を行いました。申請人は当地を譲り受け、果樹30本くらいを植えて、5年後くらいには果実を収穫、販売したいとのことでした。申請人は他にも果樹園、水稲など栽培されています。労働力は2名、機械もトラクター等一式、保有しています。なお通作距離は700m程度です。西側隣地も申請人の所有地であり、申請地への出入りも可能です。私たちの調査では申請に何ら問題ないと判断しますが、皆さん方のご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長　　続きまして、№3について事務局の説明をお願いします。

事務局　　13ページをお願いします。№3についてご説明申し上げます。譲受人、耕作面積3,102㎡が譲渡人の所有する田582㎡他1筆合計2,639㎡を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地で、譲受人の農地は耕作されております。また申請地は先程、合意解約申出書の出されたところです。調査は【正】を福薗委員、【副】を前田委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長　　それでは、現地調査の報告をお願いします。

福薗委員　　5番福薗です。1月23日、譲渡人である申請人の代理人である司法書士立ち会いのもと、前田委員と私が調査を行いました。申請地の位置図は13・14ページです。申請人は20数年前、ソリダゴ栽培用に鉄骨ハウスを建てたのですが、今回合意解約に基づいてハウスを撤去し、整地してありました。譲受人は当地区出身、申請地の近くに1反6畝の田を栽培されています。申請地取得後の営農計画は水稲栽培を夫婦で行う、農機具はトラクター、田植え機、コンバインなどを保有され、自宅からの通作距離は27ｋｍですが問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議長　　ただ今、事務局の説明、現地調査の報告がありました。これより質疑に入ります。3件について、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　なしということですので、3 件については申請のとおり許可することで決定いたしました。続きまして、日程第 6、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局　　それでは、日程第 6、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。今回の申請は 1 件です。15・16 ページをお開きください。転用事由として、申請者は 3 筆計 1,459 ㎡を生活安定のため譲り受け、太陽光発電施設を設置しようとするものです。なお、第 2 種農地です。申請書には備考欄にありますように、被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書、融資証明のほかに、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の写し、九州電力㈱工事費負担金の写しも添付されています。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。ご審議方、よろしくお願いします。

議長　　それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員　　7 番樋ノ口です。№1 について報告します。1 月 24 日、午前 9 時 15 分より、代理人と久木山委員、私の 3 人で行いました。場所は説明がありましたとおり 15・16 ページをご覧ください。目的は、田に生活安定のため太陽光発電施設を設置したいということです。現状は 2 種農地、未耕作地です。作業については田を十分整地して太陽光パネルを設置、被害防除については周囲全体に 3ｍの緩衝地を設けてパネルを設置するということです。作業前に、東側と北側にある住宅への十分な説明をお願いしました。それと周辺の田の耕作者についても理解を得るようにするということです。北側には道があり、境界にはくいを打って十分な作業をするということです。ここは上の畑との境に、ちょっと青線のようなものが入っていたのですが、問題が起きる前にくいを打って作業をするとのことです。排水は、現在田で、排水溝を利用して自然流水、近所の状況は、北は住宅・道、南は田・水路、東は住宅・田・道、西は道路・田です。許可が下り次第、作業にかかりたいということです。私たちが見たところでは、問題ないと見てきました。皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長　　今回は 1 件です。事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。ご存知の方もおられるかと思いますが、ここは〇〇〇の一部にあたっておりまして、申請地の下、市道の南側は農用地区域、ほ場整備がされた優良農地の区域です。当該申請地はほ場整備がされていないところで、当初、一体的なまとまりのある農地ということで、農地判断を迷っていろい

ろあったところですが、最終的に、県の農村振興課に確認したところ、2 種農地であると今回の申請に至ったところです。2 種農地ということで、特に問題はないと思いますが、何か、皆さんの方からご質疑ございませんか。

（暫時休憩）

（議事再開）

蓑手委員　　会長から説明があったと思うのですけれども、久木山委員もご存知だと思うのですけれども、ただ〇〇〇の、保全管理中山間事業の対象地域内での整合性というものはクリア、県農村振興課を通じて判断を仰いでいるということでありますからいいのですけれども、他の事業対象地に広がる先例に、そういうところの制限はどんなものかなと思って、そこはきちんと整理はされているのですか。

議長　　ここは多面的事業の交付金の受益地になっているのですか。

久木山委員　　ここは入っていないです。外れています。

蓑手委員　　分かりました。

議長　　他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　なしということですので、申請のとおり許可することに決定し、県に進達することといたします。続きまして、日程第 7、議案第 3 号、非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局　　資料の 17 ページをお願いします。今回の非農地証明願、2 件 3 筆について申請がありましたので、事務局および農業委員で現地調査を実施しています。先月出されました非農地証明願、3 件 4 筆と同じような場所です。日程第 7、議案第 3 号、非農地証明願についてご説明申し上げます。今回の非農地証明願は 2 件です。№1 です。申請人が所有する田 616 ㎡、本件土地は平成 4 年 10 月に父から相続した土地であり、父が存命中から耕作していない土地で、現在まで 25 年間耕作されておらず山林化しているという申請です。次に 19 ページをお願いします。№2 です。申請人が所有する田 1,318 ㎡他 1 筆計 2 筆 2,248 ㎡、本件土地は昭和 59 年 9 月に父から相続した土地であり、申請人は漁業と畜産を営んでいたため、30 年以上管理されないまま現在に至り山林化しているという申請です。調査は【正】を久木山委員、【副】

を蓑手委員にお願いしてあります。

議長　　今回は2件ですが、同じ場所に隣接している申請地ですので、同じ調査員に調査をお願いしてあります。現地調査の報告をお願いします。

久木山委員　　11番久木山です。1月23日、午後1時から私、蓑手委員と事務局職員と現場を見てまいりました。場所は17～20ページ、先程、事務局からありましたように、先月も隣接地の申請を受けております。両方とも、25年、30年耕作されていないということで現場を見てきましたが、山林化ということで非農地証明を発行して問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長　　今、一括して非農地照明願の、№1～№2の説明及び報告がありました。これより質疑に入りたいと思います。今回の非農地証明願について、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　ないということですので、非農地証明願については、申請のとおり非農地証明を発行することと決定いたしました。続きまして、日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局　　21ページをお願いします。日程第8、議案第4号、1月分の農用地利用集積計画は4件7筆6,818㎡で、継続が4件です。よろしくお願いします。

議長　　ただ今、事務局から農用地利用集積計画（案）についての説明がありました。今回は4件、すべて継続とのことです。皆さん方からご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　ないとのことですので、農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定いたしました。続きまして、日程第9、議案第5号、農用地利用集積計画（一括方式）（案）についてを議題とします。その前に、皆さんもご存知かと思いますが、今回の案件は農地中間管理事業に関わる分です。先月までは2段階に分けて、所有者から農地中間管理機構へ貸し付ける段階の審議を農業委員会で行い、機構へ進達されるという形でしたが、手続きの簡素化、迅速化を図るということで一部運用の改正がなされて、今回から貸人と機構と最終的な借人ま

で含めた利用集積計画書を農業委員会で審議するということに変わってきたものですから、前回までは、議案は借人が全部県地域振興公社だったのですが、今回からは、借人の名前も農地利用集積計画に出てきます。一括方式という形に変わることになりました。今回 16 件、利用集積計画が一括方式で出されているのですが、借人として一部に農業委員の方も入っている関係で、農業委員会等に関する法律第 31 条及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっていますので、関連する委員にはご退席をお願いします。

（木場委員　松田委員　樋ノ口委員　西村委員　退席）

議長　　それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局　　22 ページをお願いします。日程第 9、議案第 5 号、1 月分の農用地利用集積計画（一括方式）は 16 件 33 筆 19,787 ㎡で、新規が 16 件です。先程、議長より説明がありましたとおり、今後はこのような形で議案にあがってくることになります。よろしくお願いします。なお、3 番と 4 番に農業委員の仲介があったと連絡を受けております。

議長　　ただ今、事務局から農用地利用集積計画（一括方式）（案）についての説明がありました。皆さん方からご質疑ございませんか。

久木山委員　　すみません。法人に耕作者が変更になった場合、代表者がいるわけですよね、組合長が借りるということになるのですか。法人であれば、個人の名前は出てこないですよね。

議長　　久木山委員のおっしゃったことは、退席することとの関係ですね。この法人は 8 月に法人登記されています。構成員に委員が含まれる場合も議事参与ができないということでよろしいでしょうか。代表はいらっしゃるが、構成員だから受益者ということになるわけですね。

久木山委員　　法人になっているわけだからどうかなと思って、検討してもらえれば。

議長　　確認をして、次回の総会のときにでも、説明をお願いします。他に、何かご質疑ございませんか。

（暫時休憩）

（議事再開）

議長　　そこはまた確認をして、できるだけそういった方向で処理ができるように、お願いします。他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　ないとのことですので、日程第9、議案第5号、農用地利用集積計画（一括方式）（案）については、申請どおり決定することでご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長　　異議なしということですので、農用地利用集積計画（案）については、申請のとおり決定いたしました。退席された委員は自席へお戻りください。

（木場委員　松田委員　樋ノ口委員　西村委員　着席）

（暫時休憩）

（議事再開）

議長　　時間も過ぎますので、今回の案件はまた、事務局の方で確認していただいて、農業委員・農地利用最適化推進委員として、どこまでしてはじめて実績としてカウントできるのか、そこら辺りうまく整理して、次回のときに報告をお願いします。次に進みます。日程第10、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局　　事務局です。今日お配りした資料をご覧ください。日程第10、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。１、本年度の実施について、12月または1月の農業委員会総会にて実施、3ページ、2、令和2年度以降の実施について、毎年度1回以上実施とのことです。1ページをお願いします。全国農業会議所から、鹿児島県農業会議を通じて、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を、すべての農業委員会の総会において行うよう依頼がありました。内容については、昨年10月に2市町において、農業委員会会長が農地法違反と収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。これを踏まえまして、全国農業委員会会長代表者集会（令和元年11月28日開催）において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議されました。

つきましては、本市農業委員会においても、公正・公平に職務を遂行し、法令などを遵守することなどにより綱紀の保持に一層努めるため議案書のとおり、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について決議を求めるものです。総会資料の 24 ページをお願いします。（事務局読み上げ）以上です。

議長　　ただ今、事務局より、今回の申し合わせ決議を行う必要性の背景が、昨年 10 月に他県でこういった農地転用に係る贈収賄事件があったということで、その不祥事を受けて今回、全国的に各農業委員会で、法令遵守の申し合わせ決議を実施してくださいと、全国的な流れでの動きですのでご理解をいただきたいと思います。これより、質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長　　なしということですので、日程第 10、議案第 6 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）については、原案のとおり決定いたしました。決議が決定されましたので、この主旨に、私たち、農業委員、あるいは農地利用最適化推進委員、それぞれが、引き続き高い倫理観を持って、法令遵守の精神でいろいろな業務にあたっていきたいと思っております。今日はそれをお互い確認したいと思います。よろしくお願いします。

議長　　以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

- ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

- ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿